



宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 監督・安全課長 相馬 健士郎

宮古労働基準監督署管内(宮古市、岩泉町、山田町、田野畠村)での死亡労働災害ゼロの継続日数が、令和5年8月1日時点で460日となりました。

令和2年は4名、令和3年は5名、令和4年は4名と、宮古労働基準監督署管内での死亡労働災害は高止まりの状況でしたが、管内事業場の皆様の労働災害防止の取り組みにより、令和5年は死亡労働災害の発生を防ぐことができています。

死亡労働災害や重大災害は、普段通りの作業(定常作業)よりも臨時の作業や予定ない作業(非定常作業)の際に発生する傾向があります。事前に作業の危険性を確認した上で、リスクを減らす作業方法を選択することが重要です。

引き続きの取り組みをよろしくお願ひします。

熱中症対策はできていますか？

最近、非常に暑い日が続いているですが、熱中症対策にはどのようにしていますか。

一般的な対策として水分・塩分の補給、こまめな休憩がありますが、

労働者側からは言いづらいときもありますので、現場責任者の方が率先して、

労働者へ声をかけ、水分・塩分の補給や適宜休憩させるようにしてください。

また、熱中症のなりやすさはWBGT値が参考になるので、作業前や作業中に適宜チェックするようにしましょう。



熱中アラーム

林業労働災害防止 特別プロジェクト開催中！！

林業労働災害防止 特別プロジェクト

令和5年7月1日から12月31日まで

岩手労働局、岩手県、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では、
林業における労働災害、特に死亡労働災害の撲滅を目指し、
7月1日から12月31日までを特別プロジェクト期間として
労働災害防止の取組を推進します。

岩手県の林業における労働災害による死亡者数は
過去5年間に4回、全国ワースト3に入っています
令和2年からは3年連続で3人以上死亡しています

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ワースト1	北導道6人	北導道8人	北導道4人 岩手 4人	岩手 5人	岩手 5人
ワースト2	秋田 3人	宮崎 5人	秋田 3人 高知 3人	熊本 3人 鹿児島 3人	岩手 3人
ワースト3	岩手 2人 群馬、福井、 静岡 各2人	新潟 3人	宮崎、鹿児島、 秋田、東京、 高知、福井、 静岡 各2人	秋田、東京、 高知、大分、 鹿児島各2人	
全国	31人	33人	36人	30人	29人

岩手県の林業に係る労働災害発生率は
死傷は全産業の約7倍 死亡は全産業の約34倍



期間内の主唱者の主な取組

・パトロールの実施

岩手労働局と岩手県、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では、7月1日から7月の全国安全週間の一環として林業現場の合同安全パトロールを実施します。

・林業現場に対する指導の実施

各労働基盤監督署、岩手県と林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では各署のチエーンソー指導員、県の伐木技術指導員や協会の安全管理士・労災防止専門調査員などを中心に林業現場に対して安全指導を実施します。

・研修会の開催

岩手労働局、岩手県と林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部と共に、県内の林業事業者を集め伐木作業の安全確保、本年度を初年度としている第14次労働災害防止計画等について研修会を開催します。

期間内の事業者の取組

○チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの遵守

・保護具・保護衣の着用

下肢の切削防止用保護具の着用、保護帽、保護網・保護メガネの着用など

・安全なチエーンソーの取扱い

チエーンソーの始動時、チエーンソーを持って移動する際の安全確保など

・作業計画の策定

事前調査の確実な実施と記録の作成、作業指揮者の選任、使用する機械設備の配置等を含めた作業計画の作成及び作業員に対する周知・教育など

・安全な伐木作業の徹底

伐木作業場所の設立の確認の徹底、倒倒しようとする立木のつるがらみ、枝が込み等の状況確認の徹底、立て禁止措置の徹底、適切な受け口の作成の徹底、伐倒時の木の使用の徹底、適切な方法によるかかり木の処理の徹底など

・安全な造材作業の徹底

上下作業の禁止、滑動の恐れのある伐倒木・玉切材の固定の徹底、弓状となっている等「ため」の効いた材の反発力の低減など

※ チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインはこちら

<https://www.ihle.go.jp/content/1130000/001600336.pdf>



第14次労働災害防止計画について

・令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。

宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

- ①行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- ②製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- ③建設業における墜落転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- ④道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- ⑤林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

・労基署ニュースにおいても、上記5項目を順番に特集し、取り組みの促進を行う予定としていますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

上記ガイドラインの実施事項を右の表にまとめました。

各実施項目について取組(対策)ができているかチェックしてみてください。

特に、死亡災害の事例を見てみると、かかり木の不適切な処理により労働災害が発生していることが非常に多いです。そもそもかかり木にさせないことや、かかつてしまった場合の適切な措置を講じるようお願いします。



「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」本文はコチラ

参考

チェーンソーによる伐木作業の安全に関するガイドラインに基づく実施事項	
保護具・保護衣の着用	<ul style="list-style-type: none">○下肢の切削防止用保護具の着用○作業に適した衣服の着用○防振手袋の着用○切削防止用安全靴の着用○保護帽・保護網・保護メガネ、防音保護具の着用○できる限り軽量なチェーンソーの選定
安全なチェーンソーの使い方	<ul style="list-style-type: none">○チェーンソー始動時は原則的に地面において始動○伐木作業時のチェーンソーの確実な保持と適切な作業姿勢○チェーンソーを携行・移動時の切削防止（チェーンブレーキ、カバー装着等）
作業計画の策定	<ul style="list-style-type: none">○事前調査の実施と記録の作成○リスクアセスメントの実施○作業計画の作成○作業指揮者の選任○安全衛生教育の実施
安全な伐木作業の徹底	<ul style="list-style-type: none">○作業場所の地地形の確認○立木の種類、重心、つる・枝がらみの状況、枯損木・枝等の確認○倒倒方向の確認○伐倒作業の支障となるものの取り除き○伐木作業等の下方への立人禁止○伐倒する木の樹高の2倍以上の範囲内の立人禁止○伐倒作業前に退避ルートを選定○伐倒高径の1/4以上の際の受け口の造作（胸高直径20cm以上）○被削りの除去（空洞木、腐朽木、焼き木等を除く）○受け口の斜め切りの角度を30~40度とする○受け口の高さの2/3程度の位置に深い口を切り込む○伐倒高径の1/10程度のつるの確保○2m以上の同一形状のくさびの使用○伐倒前の適切な確認○安全なかかり木確認の徹底
安全な造材作業の徹底	<ul style="list-style-type: none">○転落、墜落の恐れのある伐倒木、玉切材等の固定○作業の支撑となるかん木、枝条等の除去○斜面上面での作業の実施○直射作業等の下方への立人禁止○原木の安定の確認の徹底○「ため」に残いた枝等の反発力低減措置の徹底○同一原木の枝はらいを複数人で行わない○玉作業時のかん木の活用（ガイドバーのはさまれ防止）○片持ちとなった原木については側面を先行する○片持ち、横状の原木の玉切の際の支柱の設置（必要に応じて）

